

京都府森と緑の公社（林業公社） の見直しについて

【担当省庁】農林水産省、総務省

森と緑の公社の解散のための第三セクター等改革推進債に係る特別 交付税措置の継続

◆ 京都府では、水源かん養や土砂災害防止などの森林の持つ公益的な機能を守りながら、府民負担を最小限とする形で森と緑の公社（林業公社）を解散し、分収林事業について所有者にも今後の経費の負担をしてもらいつつ府有林化を進めるため、所有者の理解を十分得られるよう延べ1,000回にわたり丁寧な契約変更交渉を進めた結果、全ての事業地で同意を得たところである。

これにより、公社の解散後も事業地のほとんどが府に承継され、管理者が公社から府に変わるものの実質的には公社が存続する場合と同様に、分収林の管理が可能となる。

このため、林業公社が存続する場合に利子補給額等について特別交付税措置されることと同様に、**森と緑の公社を解散させ、府が維持管理していくなど、事業の抜本的改革を図るために発行する第三セクター等改革推進債**について、**利息に係る特別交付税措置**を講じていただきたい。

【現状・課題等】

◎ 所有者交渉の状況

277事業地全てで同意取得

- ・府有林化（府に事業譲渡） 250事業地
- ・所有者に譲渡 27事業地

◎ 長期債務状況（H26.10月末現在 単位：百万円）

	債務残高
金融機関（3行）	17,857
京都府	4,894
合計	22,751

※ 金融機関の元金に利息を加えた、約180億円について、三セク債の返済期間20年、年利1%で試算すると、

利息額 1,890百万円
→特別交付税額 945百万円

◎ スケジュール

- ・ H26. 6. 5 民事再生手続開始申立て
- ・ 12月 府議会に三セク債許可申請議案等を提出
- ・ H27. 2月以降 府への事業譲渡、三セク債の発行、金融機関への弁済・損失補償の実行
- ・ 3月 公社解散・清算手続へ

◎ 第三セクター等改革推進債の概要

○対象経費：第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある経費

○対象期間：平成21年度～平成25年度

計画を提出し、総務大臣の承認を受けた場合は平成28年度まで

地方財政法（昭和23年法律第109号）

（公営企業の廃止等に係る地方債の特例）

第33条の5の7 地方公共団体・・・は、平成21年度から平成25年度まで（・・・総務省令で定める事項を定めた計画を・・・総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成21年度から平成28年度まで）の間に限り、・・・第5条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

○財源措置

平成25年度までの間は、支払利息の一部について必要に応じて特別交付税措置が講じられた。

第三セクター等改革推進債の経過措置に係る取扱いについて（平成26年4月1日付自治財政局長通知）

第4 その他

2 総務省は、計画に基づいて平成26年度から平成28年度までの間に起こされた第三セクター等改革推進債については、原則として特別交付税措置を講じないこととする。

○発行手続：議会の議決を経て総務大臣又は都道府県知事の許可

○充当率：100%

○償還年限：10年以内を基本（必要に応じて10年を超える償還年限の設定可）

平成26年度地方債同意等基準運用要綱（平成26年4月1日付け総務副大臣通知）

【別紙1】一般事業（第三セクター等改革推進債）

3 第三セクター等改革推進債に係る償還年限は、第三セクター等改革推進債の対象となる事業の性質、第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとする。

【京都府の担当課】

農林水産部 林務課 075-414-5015

総務部 財政課 075-414-4424